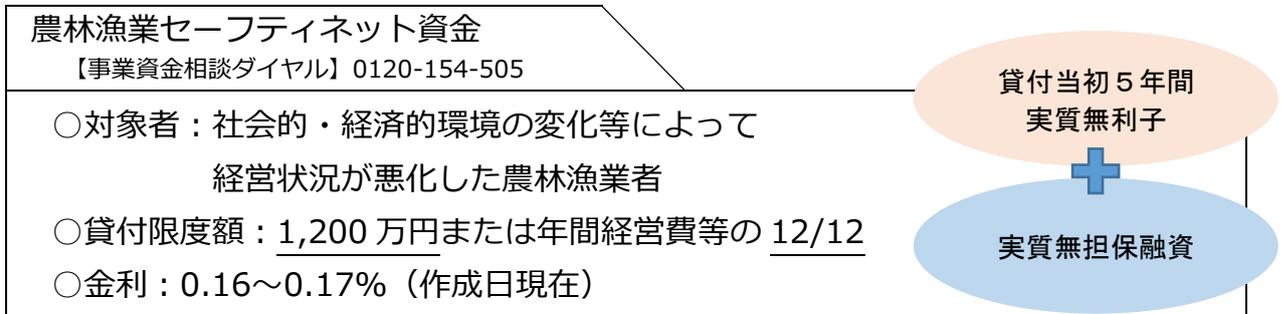


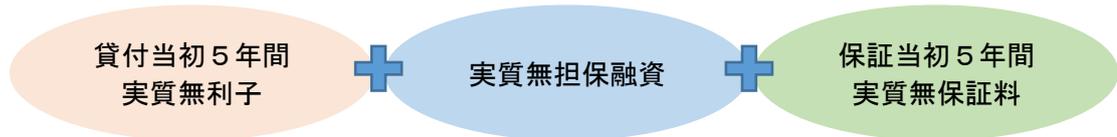
～ 農業者に対する新型コロナ向けの金融支援措置について ～

新規融資について

- ◆ 経済的環境等の変化によって運転資金が必要な場合には、日本政策金融公庫の「農林漁業セーフティネット資金」を利用できます。



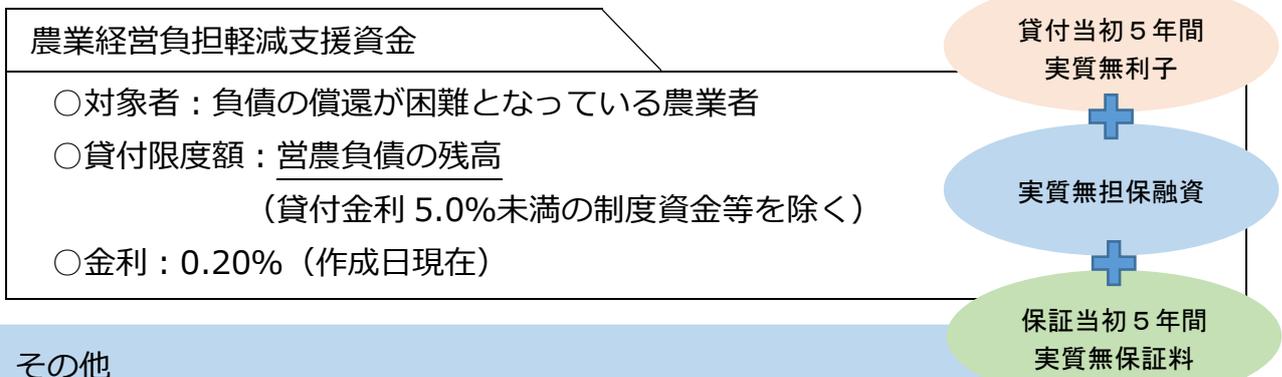
- ◆ さらに「農林漁業施設資金」のほか、農業経営の改善を伴う場合には、「農業近代化資金」「スーパーL資金」「経営体育成強化資金」を利用できます。（使途は平時と同じ）
【新型コロナ向けの特例措置】（資金によって措置が異なります。）



- ◆ 以上の資金の貸付条件に合致しない場合には、各融資機関の取り扱うプロパー資金（独自資金）等、他の融資を御検討ください。

既往負債について

- ◆ 資金の償還が困難な場合には、中間据置期間の設定や償還期限の延長ができます。（具体的な猶予方法や猶予後の償還条件は資金によって異なりますので、融資機関や地域振興局農業農村支援センターに御相談ください。）
- ◆ 中間据置期間の設定等では既往負債の償還が困難な場合であって、経営改善上必要と認められる場合には、県の「農業経営負担軽減支援資金」を利用できます。



その他

- ◆ 以上のほか、融資機関ごとに新型コロナ向けの融資を取り扱っていますので、詳細はお取引のある融資機関へ御確認ください。